

中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和7年3月27日付け園農第3507号
改 正 令和8年3月31日付け園農第3463号

(趣旨)

第1条 知事は、収益性を確保した持続性のある施設園芸農業の確立を図るため、市町、農業協同組合、生産部会及び任意協議会（以下「補助事業者」という。）が行う中古園芸用ハウス継承の取組推進に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(対象経費及び補助率等)

第2条 事業区分、事業実施主体、補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更及び補助金額に変更がない補助事業に要する経費の30%以内の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や2者以上による見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とする。
 - ア 一件の購入予定金額が20万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。
 - イ 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上のものから見積書を徴することができないとき。
この場合、実績報告時に証拠書類と合わせて、別紙3もしくは取扱店一店であることを明らかにする書類を提出すること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「財産」という。）で、処分制限期間を経過しない場合には、様式第7号の財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。
 - (7) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより、収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日から14日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了日から1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第8条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合

は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、補助金の全部又は一部を概算払いで交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号(精算払)又は様式第6号(概算払)のとおりとする。

(事業実施状況の調査)

第8条 知事は、必要に応じて、補助事業の遂行の状況について調査することがある。

(財産処分の制限)

第9条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数とする。

2 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得金額が10万円以上の財産とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとし、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

(書類の経由)

第11条 規則又はこの要綱に基づいて提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター(杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター)を経由することとする。なお、複数の市町をまたぐ申請の場合は、事業実施主体の代表者が居住する市町を管轄する農林事務所地域農業振興センターを経由するものとする。

附則 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年3月31日から施行する

(別表 1)

事業区分	事業実施 主体	対象経費	採択要件	補助率	重要な変更
1 推進事業	市町、 農業協同 組合、 生産部会、 任意協議会	中古ハウス継承推進に係る経費 (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 会議費 (4) 資料等印刷費 (5) その他特に必要と認められる経費	—	定額。 ただし、1 事業実施主体あ たりの補助上限額は区分 1 及び区分 2 を合わせて 30 万 円とする。	1 補助金額の変更 2 補助事業の中止 3 事業実施主体の変更
2 中古ハウスの一 時管理・保管事業		中古ハウスの一時管理・保管に要する経 費 (1) 謝金 (2) 委託費 (3) 資材費 (4) 燃料費 (5) その他特に必要と認められる経費	・継承する中古ハウス及びそ の施設を継承する者が決まっ ていること。 ・継承する中古ハウスの維持・ 管理に要する経費の試算を行 うこと。 ・「1 推進事業」とあわせて 実施すること。		

※生産部会とは、品目ごとに組織される生産者組織をいう。

※任意協議会とは、代表者の定めがあり、且つ組織及び運営について規約の定めがある団体をいう。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり中古園芸用ハウス継承推進事業を実施したいので、
中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐
賀県補助金等交付規則及び中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付要綱の規
定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

注) 事業実施計画書(別紙1)を添付すること。

(別紙 A)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

(注) 氏名は、本人が自署すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、中古園芸用ハウス継承推進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金について、下記により事業の内容及び経費を変更し金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

(注 1) 金額の変更がない変更申請の場合は、下線部分は消去する。

(注 2) 変更の内容は、補助金交付申請書に準じて、変更前を上段 () 書きし、変更後の内容を下段に記入すること。

(注 3) 添付資料については、補助金交付申請書から変更があったものに限り添付すること。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

- (注1) 記以下は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。
- (注2) 実績報告の際に、変更のあった部分については、変更前を上段()書きし、変更後の内容を下段に記入すること。
- (注3) 見積書、委託契約書、納品書、領収書等証拠書類の写しを添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度中古園芸用
ハウス継承推進事業費補助金について、中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付要綱
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度中古園芸用
ハウス継承推進事業費補助金について、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付
規則及び中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

- 振込先
- 1 金融機関・店名
 - 2 預金等種目
 - 3 口座番号
 - 4 口座名義人（フリガナ）

(注)「精算払」の場合の様式である。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金について、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

- 振込先
- 1 金融機関・店名
 - 2 預金等種目
 - 3 口座番号
 - 4 口座名義人（フリガナ）

(注 1) 「概算払」の場合の様式である。
(注 2) 別紙 2 補助金請求一覧表を添付すること。

(様式第7号)

財産管理台帳

事業実施主体名：

事業実施年度 令和 年度		補助金名：中古園芸用ハウス継承推進事業費補助金									
事業の内容		工 期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	設置・保管場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					県費補助金 (円)	自己資金 (円)					
		令和 年 月 日	令和 年 月 日				年	令和 年 月 日			
合 計											

- (注) 1 1件当たりの取得価格が10万円以上の財産について作成すること。
2 着工年月日欄には契約日を、竣工年月日欄には納品日を記載すること。
3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
4 処分の内容欄には、譲渡、交換等別に記入すること。
5 摘要欄には、譲渡先、交換先等の名称又は補助金返還額を記入すること。